

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年1月6日 14時00分ごろ
発生場所	山口県下関市特牛港西方沖 特牛灯台から真方位272° 1海里付近 (概位 北緯34° 19.2' 東経130° 52.2')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年1月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.7m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 4、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約0.5～1.0m
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者2人が乗り、操縦者が船尾部に、同乗者の1人が船首部に、もう1人の同乗者が中央部にそれぞれ置かれたクーラーボックスの上に腰を掛けた状態で、漂流しながら釣りを行っていた。</p> <p>操縦者は、自身の竿に魚がかかったので中央部のクーラーボックスに魚を入れようと思い、中央部にいた同乗者に船尾側に移動してもらった。</p> <p>本船は、中央部にいた同乗者が船尾側に移動したところ、船体が船尾側に傾斜し、乾舷を越えて海水が流入し、転覆した。</p> <p>本船は、操縦者が、持っていた携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、同乗者2人と共に転覆した本船を元に戻して乗り、笛を吹きながら救助を待っていたところ、笛に気付いた付近のプレジャーボートに救助され、下関市肥中漁港までえい航された。</p> <p>本船は、和船型ミニボートであり、本事故当時、船尾部の乾舷が約20cmであった。</p> <p>操縦者及び同乗者2人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、波高約0.5～1.0mの波が発生していた状況下、漂流中、中央部にいた同乗者が船尾側に移動した際、重心が船尾側に偏ったことから、船体が船尾側に傾斜し、乾舷を越えて海水が流入し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波高約0.5～1.0mの波が発生していた状況

	<p>下、漂泊中、中央部にいた同乗者が船尾側に移動した際、重心が船尾側に偏ったため、船体が船尾側に傾斜し、乾舷を越えて海水が流入し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの操縦者は、船体が傾きやすいので、重心が偏らないよう乗船者の配置を考えること。・ミニボートは、乾舷が低く、海水が流入しやすいので、自船の乾舷を越える波が発生する海域に行かないこと。・ミニボートは、サイドフロートを装着することが望ましい。